

落札後の手続き（動産の場合）

1. 最高価申込者への連絡

最高価申込者には、入札終了日翌日に、あらかじめ KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。代金の納付方法、必要書類の提出、引渡方法等については、そのメールでご案内します。

2. 買受代金の納付

(1) 納付する金額は、以下のとおりです。

$$\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金}$$

(2) 買受代金納付期限までに、買受代金全額の納付を執行機関が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、公売担当職員から送信するメールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金の納付方法は、以下のとおりです。

・ア 銀行振込

公売担当職員から送信するメールで振込先口座をお知らせします。

・イ 現金書留の送付（買受代金の金額が 50 万円以下の場合に限ります。）

現金書留の郵送料は買受人の負担となります。

・ウ 現金または銀行振出小切手の窓口への直接持参

小切手は、山梨県内の手形交換所所管のもので、かつ振出日から起算して 8 日を経過していないものに限ります。

・エ 郵便為替による納付

郵便為替証書は、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。

(5) 代金納付期限までに執行機関が買受代金の納付を確認できない場合は、落札者（買受人）は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

3. 必要書類の提出

買受人となった方は、以下の書類を提出してください。（郵送もしくは FAX）

1.保管依頼書（当所まで取りに来られる場合、買受代金納付時に公売物件の引渡を受けない場合）

2.送付依頼書（送付による公売物件の引渡を希望される場合）

3.運転免許証かパスポートの写し、又は公的機関が発行した住所証明書（個人の場合は住民票等、法人の場合は商業登記簿抄本等。）

4.最高価申込者へのメールをプリントアウト（印刷）したもの

4. 公売財産の引渡

公売物件の引渡は、公売物件詳細画面に記載した方法のみで行います。引渡に要する費用は、買受人の負担となります。

買受人の方が当所まで引き取りに来られる場合は、身分証明書（個人の場合は運転免許証等、法人の場合は商業登記簿抄本等）を持参ください。買受人以外の方が引き取りに来られる場合は、委任状が必要になります。